

令和 6 年 1 2 月 2 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 1 0 3 号	令和 6 年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 4 号	令和 6 年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 5 号	令和 6 年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 6 号	令和 6 年度唐津市有線テレビ事業特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 7 号	令和 6 年度唐津市水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 8 号	令和 6 年度唐津市工業用水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 0 9 号	令和 6 年度唐津市下水道事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 0 号	令和 6 年度唐津市市民病院きたはた事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 1 号	令和 6 年度唐津市モーターボート競走事業会計補正予算……………	(別冊)
議案第 1 1 2 号	唐津市手数料条例の一部を改正する条例制定について……………	1
議案第 1 1 3 号	唐津救急医療センター条例の一部を改正する条例制定について……………	3
議案第 1 1 4 号	唐津市緑の交流施設条例の一部を改正する条例制定について……………	5
議案第 1 1 5 号	唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	7
議案第 1 1 6 号	唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について……………	9
議案第 1 1 7 号	唐津市監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて……………	1 1
議案第 1 1 8 号	唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて……………	1 3
議案第 1 1 9 号	唐津市ひれふりランドの指定管理期間の変更について……………	1 5
議案第 1 2 0 号	唐津市浜玉町世代間交流センター「やすらぎ荘」の指定管理期間の変更について……………	1 6
議案第 1 2 1 号	唐津市肥前町福祉センターの指定管理期間の変更について……………	1 7
議案第 1 2 2 号	唐津市ふるさと会館の指定管理期間の変更について……………	1 8
議案第 1 2 3 号	唐津市旧大島邸及び南城内駐車場の指定管理者の指定について……………	1 9
議案第 1 2 4 号	唐津市巖木温泉佐用姫の湯の指定管理者の指定について……………	2 0

議案第 1 2 5 号	唐津市呼子交流促進施設の指定管理者の指定について…………	2 1
議案第 1 2 6 号	唐津市厳木特産品等展示販売施設「風のふるさと館」の 指定管理者の指定について……………	2 2
議案第 1 2 7 号	唐津市市営住宅等の指定管理者の指定について……………	2 3
議案第 1 2 8 号	公有水面埋立地の用途変更に関する意見について（その 1）……………	2 6
議案第 1 2 9 号	公有水面埋立地の用途変更に関する意見について（その 2）……………	2 8
議案第 1 3 0 号	令和 6 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認に ついて……………	3 0
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（その 1）……………	4 0
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（その 2）……………	4 2

議案第 1 1 2 号

唐津市手数料条例の一部を改正する条例制定について

唐津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 旅券法施行令の一部改正等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市手数料条例の一部を改正する条例

唐津市手数料条例（平成１７年条例第７１号）の一部を次のように改正する。

別表第１（５）の項中「発行」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）」を加え、同表（６）の項中「発行」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 3 号

唐津救急医療センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津救急医療センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津救急医療センターの名称変更を行うため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津救急医療センター条例の一部を改正する条例

唐津救急医療センター条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津休日急患センター条例

第1条中「唐津救急医療センター」を「唐津休日急患センター」に、「救急医療センター」を「休日急患センター」に改める。

第2条中「救急医療センター」を「休日急患センター」に、「唐津救急医療センター」を「唐津休日急患センター」に改める。

第3条（見出しを含む。）から第11条までの規定中「救急医療センター」を「休日急患センター」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 4 号

唐津市緑の交流施設条例の一部を改正する条例制定について

唐津市緑の交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市八幡岳キャンプ場のバンガロー施設の廃止等に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市緑の交流施設条例の一部を改正する条例

唐津市緑の交流施設条例（平成 18 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「バンガロー」を「テントサイト」に改める。

別表の 3 の表を次のように改める。

3 唐津市八幡岳キャンプ場使用料

単位	金額
テント 1 張 1 泊につき	6 2 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 5 号

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市消防団員の定員の見直しに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を
改正する条例

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成 17 年条例第
336 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「3, 711 人」を「3, 092 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 6 号

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例制定について

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学校を設置することに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

唐津市立小学校及び中学校設置条例（平成 17 年条例第 284 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中「唐津市立竹木場小学校」を「唐津市立高峰小学校」に改め、同表唐津市立大良小学校の項及び唐津市立切木小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 7 号

唐津市監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて
次の者を唐津市監査委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 飯 田 隆 人

生年月日



提案理由 地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

いい だ たか ひと
飯 田 隆 人

略 歴

令和 3 年 2 月 唐津市監査委員（現在に至る）

議案第 1 1 8 号

唐津市教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて
次の者を唐津市教育委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 石 山 貴 子

生年月日



提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により
市議会の同意を求めるものである。

いし やま たか こ
石 山 貴 子

略 歴

[Redacted text block]

[Redacted text block]

令和 3 年 2 月 唐津市教育委員会委員（現在に至る）

令和 3 年 10 月 佐賀県立名護屋城博物館協議会委員（現在に至る）

[Redacted text block]

[Redacted text block]

令和 5 年 8 月 唐津市総合基本計画審議会委員（現在に至る）

令和 6 年 7 月 人権擁護委員（現在に至る）

議案第 1 1 9 号

唐津市ひれふりランドの指定管理期間の変更について
次のとおり指定管理期間を変更する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議 決 年 月 日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和 3 年 1 2 月 2 1 日 議案第 1 5 3 号	指定の 期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 令和 8 年度において施設全館の長寿命化工事を実施するため、指定の
期間を変更するものである。

議案第 120 号

唐津市浜玉町世代間交流センター「やすらぎ荘」の指定管理期間の変更について

次のとおり指定管理期間を変更する。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議 決 年 月 日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和 3 年 12 月 21 日 議案第 154 号	指定の 期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 令和 5 年度及び令和 6 年度において、民営化に向けて 2 回の公募を実施したものいずれも不成立となり、今後の方針を検討するための措置として、指定の期間を変更するものである。

議案第 1 2 1 号

唐津市肥前町福祉センターの指定管理期間の変更について
次のとおり指定管理期間を変更する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議 決 年 月 日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和 3 年 1 2 月 2 1 日 議案第 1 5 5 号	指定の 期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 令和 5 年度及び令和 6 年度において、民営化に向けて 2 回の公募を実施したものいずれも不成立となり、今後の方針を検討するための措置として、指定の期間を変更するものである。

議案第 1 2 2 号

唐津市ふるさと会館の指定管理期間の変更について
次のとおり指定管理期間を変更する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議 決 年 月 日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和 2 年 1 2 月 2 1 日 議案第 1 9 5 号	指定の 期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 新唐津市民会館（仮称）の建設スケジュールを踏まえ、指定の期間を
変更するものである。

議案第 1 2 3 号

唐津市旧大島邸及び南城内駐車場の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市旧大島邸及び南城内駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

唐津市旧大島邸及び南城内駐車場管理運営パートナーズ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 唐津市旧大島邸及び南城内駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 4 号

唐津市厳木温泉佐用姫の湯の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市厳木温泉佐用姫の湯

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社創裕

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由 唐津市厳木温泉佐用姫の湯の指定管理者を指定したいので、地方自治
法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 125 号

唐津市呼子交流促進施設の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市呼子交流促進施設

2 指定管理者となる団体の名称

小川島体験農園組合

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 唐津市呼子交流促進施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法
第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 126 号

唐津市厳木特産品等展示販売施設「風のふるさと館」の指定管理者の
指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

唐津市厳木特産品等展示販売施設「風のふるさと館」

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社風のふるさと館

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由 唐津市厳木特産品等展示販売施設「風のふるさと館」の指定管理者を
指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案す
るものである。

議案第 1 2 7 号

唐津市市営住宅等の指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 二タ子市営住宅
- (2) 鏡市営住宅
- (3) 和多田市営住宅
- (4) 美帆が丘市営住宅
- (5) 江ノ尻市営住宅
- (6) 旭が丘市営住宅
- (7) 西旗市営住宅
- (8) 新開市営住宅
- (9) 臨港市営住宅
- (10) 中原市営住宅
- (11) 西浦市営住宅
- (12) 高島市営住宅
- (13) 西唐津市営住宅
- (14) ラコルテ和多田市営住宅
- (15) 高虹市営住宅
- (16) 岩屋市営住宅
- (17) 新屋敷市営住宅
- (18) 高倉市営住宅
- (19) 桜が丘市営住宅
- (20) 明神山市営住宅
- (21) 本山市営住宅

- (22) 中島市営住宅
- (23) 緑山市営住宅
- (24) 和田市営住宅
- (25) 天徳市営住宅
- (26) 町切市営住宅
- (27) 米の山市営住宅
- (28) 西和田市営住宅
- (29) 押川市営住宅
- (30) 八反田市営住宅
- (31) コーポラスのぞみ市営住宅
- (32) 幸の元市営住宅
- (33) 下竹有市営住宅
- (34) 岸山市営住宅
- (35) 千草野市営住宅
- (36) 芳谷市営住宅
- (37) 稗田市営住宅
- (38) 入野長畑市営住宅
- (39) 入野京嶽市営住宅
- (40) 入野古田山市営住宅
- (41) 切木市営住宅
- (42) 入野音の元市営住宅
- (43) 八折栄市営住宅
- (44) 星賀市営住宅
- (45) 納所市営住宅
- (46) コーポうしお台市営住宅
- (47) 長沙子市営住宅
- (48) 殿ノ浦西市営住宅
- (49) ラコルテ和多田特定公共賃貸住宅

(50) 田中特定公共賃貸住宅

(51) 立園地区改良住宅

(52) 岸山地区改良住宅

(53) 新屋敷改良住宅

(54) 若者住宅

(55) 老人母子等住宅

(56) 第1七山住宅

(57) 第2七山住宅

(58) 第3七山住宅

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社創建

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由 唐津市市営住宅等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 8 号

公有水面埋立地の用途変更に関する意見について（その 1）

呼子港港湾管理者から公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により意見を求められた次の公有水面埋立地の用途変更について、異議がない旨の意見を述べるため、同法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 申請者

佐賀県

佐賀県知事 山 口 祥 義

2 埋立ての位置

佐賀県唐津市呼子町呼子 1 7 4 4 番 3 から 1 7 4 0 番 6 に接する無番地を経て
1 6 1 3 番に至る間の土地の地先公有水面

3 埋立地の用途変更の内容

別紙のとおり

提案理由 呼子港先方地区埋立計画の見直しに伴う公有水面埋立地の用途変更について意見を述べるため、公有水面埋立法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により提案するものである。

変更の内容

変更後			変更前		
用 途	配 置	規 模	用 途	配 置	規 模
ふ頭用地	埋立地の北西側の位置	約 0. 2 ha	ふ頭用地	埋立地の北西側の位置	約 0. 2 ha
護岸敷用地	埋立地の北西側の位置	約 0. 1 ha	護岸敷用地	埋立地の北西端から南東端にかけての位置	約 0. 2 ha
道路用地	埋立地の南西側の位置	約 0. 2 ha	道路用地	埋立地の南東側の位置	約 0. 6 ha
緑地	埋立地の南東側の位置	約 0. 4 ha			

議案第 1 2 9 号

公有水面埋立地の用途変更に関する意見について（その 2）

呼子港港湾管理者から公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により意見を求められた次の公有水面埋立地の用途変更について、異議がない旨の意見を述べるため、同法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 申請者

唐津市

唐津市長 峰 達 郎

2 埋立ての位置

佐賀県唐津市呼子町呼子 1 7 4 4 番 3 から 1 7 4 0 番 6 に接する無番地を経て
1 6 1 3 番に至る間の土地の地先公有水面

3 埋立地の用途変更の内容

別紙のとおり

提案理由 呼子港先方地区埋立計画の見直しに伴う公有水面埋立地の用途変更について意見を述べるため、公有水面埋立法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により提案するものである。

変更の内容

変更後			変更前		
用途	配置	規模	用途	配置	規模
便益施設用地	埋立地の南西側に位置	約0.4 ha	便益施設用地	埋立地の南西側に位置	約0.8 ha
削除	削除	削除	スポーツ・レクリエーション用地	埋立地の中央部から南東側にかけての位置	約1.1 ha
削除	削除	削除	水産業関連用地	埋立地の北東端に位置	約0.7 ha
緑地	埋立地の南東端に位置	約0.8 ha	緑地	(1) 埋立地の中央部から北西側にかけての位置 (2) 埋立地の南東端に位置 (3) 埋立地の南東端に位置 (4) 埋立地の南東端に位置 (5) 埋立地の南東端に位置	約1.1 ha
駐車場用地	埋立地の南東側に位置	約0.1 ha	駐車場用地	埋立地の南東側に位置	約0.6 ha
道路用地	埋立地の南東側で便益施設用地と駐車場用地との間に位置	約0.2 ha	道路用地	埋立地の南東側で便益施設用地、スポーツ・レクリエーション用地と駐車場用地との間に位置	約0.3 ha

議案第 130 号

令和 6 年度唐津市一般会計補正予算の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

唐津市長 峰 達 郎

令和 6 年度 唐津市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度唐津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条** 歳入歳出予算の総額 88,129,344 千円に歳入歳出それぞれ 51,734 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88,181,078 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県支出金		7,357,321	51,734	7,409,055
	3 委託金	228,725	51,734	280,459
歳入合計		88,129,344	51,734	88,181,078

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		千円 18,160,409	千円 51,734	千円 18,212,143
	4 選挙費	141,090	51,734	192,824
歳 出 合 計		88,129,344	51,734	88,181,078

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	7,357,321	51,734	7,409,055
歳 入 合 計	88,129,344	51,734	88,181,078

総 括

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	18,160,409	51,734	18,212,143
歳 出 合 計	88,129,344	51,734	88,181,078

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
51,734	0	0	0
51,734	0	0	0

2 歳 入

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	198,374	51,734	250,108
計	228,725	51,734	280,459

節		説 明
区 分	金 額	
4 選挙費委託金	千円 51,734	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金 千円 51,734

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	51,734	51,734	51,734			
計	141,090	51,734	192,824	51,734			

節		説	明
区	分 金 額		
1 報酬	千円 11,065	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	千円 51,734
3 職員手当等	25,337		
4 共済費	94		
7 報償費	148		
8 旅費	99		
10 需用費	947		
11 役務費	5,558		
12 委託料	5,854		
13 使用料及び賃借料	2,632		

報告第 23 号

専決処分の報告について（その 1）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 15 日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

私有地内における環境課庁用車のブロック塀への接触による物損事故

2 事故発生年月日

令和 6 年 10 月 9 日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市 [REDACTED] [REDACTED] 宅敷地内

4 損害賠償の額

金 30,580 円

5 損害賠償及び和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。

- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。

報告第24号

専決処分の報告について（その2）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年12月2日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

私有地内における学校支援課庁用車のマンション外壁及びカーブミラーへの接触による物損事故

2 事故発生年月日

令和6年8月22日

3 事故発生場所

佐賀県唐津市二夕子三丁目13番13号 シェルマン唐津敷地内

4 損害賠償の額

金150,590円

5 損害賠償及び和解の相手方

佐賀県唐津市巖木町中島1435番地7

株式会社ROBIN

代表取締役 元 浦 真 奈 美

6 和解の要旨

- (1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し4 の損害賠償の額を支払う。
- (2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。